

現 場 説 明 書

1 工 事 名 追浜浄化センター沈砂池機械設備更新工事
2 監 督 員 上下水道局技術部下水道施設課

説 明 事 項

1. 入札等に関する事項について

- (1) この工事の入札又は見積(以下「入札等」という。)は、工事請負契約書又は工事請負請書(以下「契約書等」という。)、入札公告又は指名競争入札執行通知書及びこの説明書に記載する条件により、横須賀市の上下水道局契約規程によりその例によることとされている契約規則、契約履行規則及び工事等検査規則(以下「契約規則等」という。)に従って行う。
- (2) 入札等後は、設計書、仕様書及び図面(この説明書及び質問回答書を含む。以下「設計図書」という。)、契約書等若しくは契約規則等の内容又は工事場所の状況について、不明等を理由として異議の申立てはできないので、入札等前に十分究明すること。

2. 契約の保証について

契約の保証

要

不要

契約の保証を付す場合は、落札者は、契約書等の案を提出するとともに、次の各号のいずれかの書類を提示又は提出すること。ただし、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の100分の10以上とすること。

- (1) 契約保証金の納付を証する領収書
(2) 契約保証金に代わる担保としての国債又は地方債等
(3) 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、横須賀市上下水道事業管理者が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社の保証書
(4) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証証券
(5) 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の証券

3. 前払金について

前払金

する

しない

前払金を受けようとする場合は、その旨を申し出ること。

4. 中間前払金について

中間前払金

する

しない

中間前払金を受けようとする場合は、申請手続が必要なので、要件を満たした旨を申し出ること。

5. 部分払について

部分払

する(回以内)

しない

6. 繼続事業に係る工事の各会計年度別支払限度額及び前払金について

- (1) 繼続事業に係る工事の各会計年度における請負代金額の支払限度額及び前払金の上限割合は、次のとおりである。

会計年度	支払限度額 (請負代金額に対する割合)	前払金の上限
初年度(年度)	— %	支払限度額・請負金額の — %
第2年度(年度)	— %	支払限度額・請負金額の — %
第3年度(年度)	— %	支払限度額・請負金額の — %

- (2) 各会計年度における請負代金の支払限度額は、請負者決定後工事請負契約書を作成するまでに請負者に通知する。

7. 契約に関する事項について

(1) 設計図書関係

- ア 土木工事等の場合における工種別等の契約数量は、設計書の数量の内訳書に表示された数量による。
- イ 仮設、工法等工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、設計図書に特別の定めがある場合を除き、請負者の責任において定めること。
- ウ 契約の締結にあたっては、契約書等に設計図書を袋とじし、割印をすること。ただし、図面が大型等の場合にあっては、別冊とすること。

(2) 提出書類関係

ア 請負代金内訳書	要提出(契約締結後 7 日以内) 提出不要
イ 工 程 表	要提出(契約締結後 7 日以内) 提出不要
ウ 着 手 届	着手後 5 日以内に提出すること。
エ 現場代理人及び主任技術者等届	契約までに現場代理人及び主任技術者等の経歴書も同時に提出する
オ 下請負関係書類	下請負を発注の都度、下記書類の写しを提出すること。 <ul style="list-style-type: none">・施工体制台帳・施工体系図・再下請負通知書（再下請負の発注がある場合）
カ 直 営 工 事 届	下請負を発注しない又はその予定がない場合は、遅滞なく提出すること。

(3) 監督員通知関係

監督員を2人以上置くこととした場合において、権限を分担させるときは、各監督員の権限の内容を別に通知する。

(4) 支給材料、貸与品関係

ア 支 給 材 料	あり
イ 貸 与 品	あり

なし
なし

(5) 条件変更等の関係

工事の施行に当たり、設計図書と現場の状態とが一致しないこと等の事実を発見したときは、単に事実関係のみでなく、設計図書の訂正に必要な資料、図面等を添付した書面で通知すること。

(6) 設計変更等の関係

必要により工事内容を変更する場合は、原則としてその必要が生じた都度契約変更の手続を行うが、軽微なものは、監督員の指示により工事内容の変更を行い、これに伴う契約変更の手続は、工期の末に行う。

(7) 部分引渡し関係

部分引渡し指定部分	あり
-----------	----

なし

(8) 火災保険等の関係

火災保険その他の保険の付保条件	あり
-----------------	----

なし

8. 現場代理人の常駐義務について

請負代金額が500万円以上の工事について現場代理人は常駐とするが、横須賀市ホームページ > 入札の広場 > 工事 > 入札制度関連情報 <工事> において、重複配置の特例がある場合は兼務することができる。

9. コリンズの登録について

請負者は、受注時又は変更時及びしゅん工時において請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス(CORINS)入力システムに基づき、監督員に登録内容の確認を受けた後に、(一財)日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。

また、(一財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が請負者に届いた際には、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。

登録申請の期限は、次のとおりとする。

- (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内とする。
- (2) しゅん工時登録データの提出期限は、しゅん工後10日以内とする。
- (3) 施工中に受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から10日以内に変更データを提出しなければならない。
- (4) 変更時としゅん工までの間が10日間に満たない場合は、監督員の承諾を得て変更時の提出を省略できるものとする。

10. 建設業退職金共済制度への加入について

- (1) 請負者は、建設業退職金共済(以下「建退共」という。)に加入するとともに、その建設業退職金共済制度の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼り付けること。
- (2) 請負者は、当初請負代金額が500万円以上の場合は、建退共の発注者用掛金収納書を貼った「建設業退職金共済証紙購入状況報告書」(第1号様式(建退共))、「建設業退職金共済関係提出書」(第2号様式(建退共))、「建設業退職金共済証紙貼付実績報告書」(第3号様式(建退共))を工事しゅん工時に監督員に提出すること。ただし、この制度に代わる退職金共済等に加入している場合又は対象労働者がいない場合については、内容を記載した「確認書」(第4号様式(建退共))を契約締結後1箇月以内に監督員に提出すること。

なお、当初請負代金額が500万円未満の場合においても本市が証紙購入状況を把握する必要があると認めるときは、関係資料を提出しなければならない。

- (3) 下請契約を締結する際は、当該下請負者に対してこの制度の趣旨を説明し、掛金相当額を下請代金中に算入するか、又は共済証紙の現物交付をすることにより、当該下請負者の建退共加入並びに証紙の購入及び貼付の促進に努めること。
- (4) 下請負者の規模が小さく、管理事務の処理面で万全でない場合、元請負者は建退共加入手続及び建退共関係事務の処理について、下請負者からの依頼には積極的に受託するよう努めること。
- (5) 請負者は、工事現場に建設業退職金共済制度適用事業主の工事現場であることを明示する標識を掲示すること。
- (6) 正当な理由がなく建退共に加入せず、又は証紙の購入若しくは貼付が不十分な請負者は工事成績評定において考慮される事となる。

11. 施工計画書の提出について

(1) 施工計画書の作成

請負者は、契約後速やかに監督員の指示に従って施工計画書を作成し提出すること。ただし、監督員が別に指示する場合を除いて、次のいずれかに該当する工事については、提出を要しない。

ア 当初請負代金額が500万円未満の工事、又は当初工期が60日未満の工事

イ 契約後、直ちに現場着手を要する等の緊急工事

ウ 工事内容に基づき、監督員が提出を要しないと判断した工事

(2) 施工計画書の記載事項等

施工計画書等記載事項は、横須賀市ホームページ > 入札の広場 > 検査情報に記載(別表)のとおりとする。ただし、請負者は、施工計画書の提出を不要とした工事であっても、監督員が必要と指示する書面を速やかに提出すること。

(3) 計画工程表の作成

請負者は、計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督員と協議を行うこと。

(4) 実施工程との比較照査

請負者は、工事施工中において、問題が発生した場合又は計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに監督員へ報告すること。

12. ワンデーレスponsの取り組みについて

(1) 本市では、請負者からの質問、協議に対して、基本的に「その日のうち」に回答するよう、ワンデーレスponsに取組んでいる。

なお、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを請負者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。

(2) 発注者が効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合、請負者は協力すること。

13. 中間及び抜打ち状況調査の実施について

中間状況調査又は抜打ち状況調査は、検査員が隨時行う。この場合、請負者は調査に協力しなければならない。

14. 下請負者について

(1) 下請負者を使用する場合には、市内業者を優先的に選定するように配慮すること。

(2) 下請契約を締結する際は、当該下請負者に対して法定福利費の内訳が明示された国の標準見積書等の提出を指導するとともに、提出された場合は尊重し、適切な法定福利費を含んだ契約を締結すること。

15. 一括下請けの禁止について

請負者は、本工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

16. 技術的事項について（別紙）

追浜浄化センター沈砂池機械設備更新工事

特記仕様書

第 1 章 総 則

第1節 総 則

- § 1 本工事は、追浜浄化センター沈砂池機械室に設置してある沈砂池機械設備を更新するものである。
- § 2 本工事の一般事項は、地方共同法人日本下水道事業団編著（一般財団法人下水道事業支援センター発行）の「機械設備工事一般仕様書」（平成31年度版）、「機械設備標準仕様書」（平成31年度版）及び「下水道施設標準図（詳細）土木・建築・建築設備（機械）編」（平成25年度版）に準拠すること。

第2節 しゅん工期限（工期）

- § 1 本工事の工期は、令和3年3月15日までとする。

第 2 章 設 備 概 要

[沈砂池機械設備]

第1節 除じん機械設備

- § 1 連続式自動除じん機（No.3 細目自動除じん機） 1基

第2節 しき処理設備

- § 1 破碎機付しき洗浄機（しき洗浄機） 1台

- § 2 無閉塞型汚泥ポンプ（No.1, 2 しき移送ポンプ） 2台

- § 3 回転スクリーン式スカム分離機（しき分離機） 1台

- § 4 しき脱水機 1台

- § 5 洗浄水ポンプ（No.1, 2 洗浄水ポンプ） 2台

第3節 搬出設備

- § 1 しき搬出ベルトコンベヤ（しき搬出機） 1基

- § 2 しき貯留ホッパ（しきホッパ） 1台

第4節 除砂機械設備

- § 1 集砂装置（No.3 集砂装置） 1池

- § 2 水中揚砂ポンプ（No.3 揚砂ポンプ） 1台

- § 3 水中用水ポンプ（No.1, 2 集砂水ポンプ） 2台

第5節 クレーン設備

- § 1 手動式チェーンブロック（揚砂ポンプ用吊上機） 1基

- § 2 手動式チェーンブロック（集砂水ポンプ用吊上機） 1基

第6節 付帶設備

§ 1 鋼製架台類	1式
§ 2 配管・ダクト設備	1式
§ 3 合成木材製覆蓋	1式
§ 4 角落し	1式

第3章 施工範囲の概要

第1節 機器設備等

§ 1 「第2章 設備概要」に示すもので、詳細は工事設計書（内訳書）及び本特記仕様書に記載するものである。

第2節 撤去工事

§ 1 機器設備

1. 以下の既設機器を撤去すること。

名 称	型 式	数量	仕 様
No. 1 粗目自動除じん機	ダブルチェーン式 前面かき揚げ型	1	W1.5m×H3.0m 目幅 50mm×1.5kW 参考重量： 7.9t/基
No. 1 細目自動除じん機	ダブルチェーン式 前面かき揚げ型	1	W1.5m×H3.0m 目幅 25 mm×1.5kW 参考重量： 8.3t/基
No. 1 しさ搬出機	トラフ型 ベルトコンベヤ	1	機長 12.1m 1.5 kW 参考重量： 3.8t/基
No. 2 しさ搬出機	トラフ型 ベルトコンベヤ	1	機長 12.1m 1.5 kW 参考重量： 3.8t/基
No. 3 しさ搬出機	トラフ型 ベルトコンベヤ	1	機長 19.2 m 2.2 kW 参考重量： 5.4t/基
No. 4 しさ搬出機	横桟, 耳桟付 ベルトコンベヤ	1	機長 19.3m 11 m(水平) 8.3m(垂直) 2.2 kW 参考重量： 9.5t/基
しさホッパ	電動カットゲート式	1	3.0m ³ 0.75kW×2 参考重量： 4.5t/台
No. 1, 2 沈砂池設備用 揚水ポンプ	水中渦巻ポンプ	2	φ 65mm 0.4m ³ /min 揚程 20m 3.7kW 参考重量： 0.25t/台
No. 1 沈砂かき揚げ機	ダブルチェーン式 バケットコンベヤ	1	(輸送) 水平 14.4m×垂直 3.5m 2.2kW 参考重量： 8.0t/基

§ 2 鋼製架台類

1. 以下の既設鋼製架台類を撤去すること。

名 称	設置場所	主寸法	材 質	数量	備考
No. 1 粗目自動除じん機 点検歩廊	沈砂池機械室	図面参照	SS400	1式	
No. 1 細目自動除じん機 点検歩廊	〃	〃	〃	〃	
No. 1 沈砂かき揚げ機 点検歩廊	〃	〃	〃	〃	
No. 4 しさ搬出機 点検歩廊	2階ホッパ室	〃	〃	〃	
グレーチング	1階ホッパ室 2階ホッパ室	〃	〃	〃	
No. 2, 3 沈砂池覆蓋	沈砂池機械室	〃	〃	〃	No. 2 沈砂池覆蓋 は一部撤去
排水トラフ	〃	〃	SUS304	一部撤去	

§ 3 配管・ダクト設備

1. 以下の既設配管・ダクト設備を撤去すること。

配管名	材質	口径	施工範囲	備考
洗浄水管	SGPW SUS304TP Sch20S	15A～80A	沈砂池設備用揚水ポンプ～ 既設取合部～ 既設取合部～ No. 1 沈砂かき揚げ機 No. 1～4 しさ搬出機	
ドレン管	SUS304TP Sch20S	100A, 150A	No. 1, 2 しさ搬出機～ No. 1 沈砂池 No. 3, 4 しさ搬出機～ 排水ピット	
ホッパ排水管	SUS304TP Sch20S	100A	既設取合部～ ホッパ室側溝	
エアプロ一配管	SGPW SUS304TP Sch20S	20A	既設取合部～ No. 1 粗目自動除じん機 No. 1 細目自動除じん機 No. 1 沈砂かき揚げ機	
脱臭ダクト	VU	Φ125～ Φ150	既設集合管分岐部～ No. 1 粗目自動除じん機 No. 1 細目自動除じん機 No. 1 沈砂かき揚げ機 No. 1～4 しさ搬出機 しさホッパ	

§ 4 FRP 製覆蓋

1. 以下の FRP 製覆蓋を撤去すること。

名 称	設置場所	主寸法 L × B (m)	材 質	数 量	備 考
FRP 覆蓋	沈砂池機械室	開口寸法 1.3 × 1.5	FRP	2組	
FRP 覆蓋	〃	開口寸法 2.0 × 1.5	〃	2組	
FRP 覆蓋	〃	開口寸法 0.5 × 1.5	〃	2組	

第3節 電気工事との区分

- § 1 しさホッパから現場操作盤までの2次側電気ケーブルの撤去は別途電気工事、据付は本工事とし、現場操作盤から1次側電気ケーブルの撤去・据付は別途電気工事とする。
- § 2 その他機器の1次側電気ケーブルの撤去・据付は、別途電気工事とする。

第4節 基礎等

- § 1 既設機器等基礎の撤去及び設置する機器等の据付工事に要するコンクリート、モルタル打設、金ゴテ仕上げ及びはつり等。

第5節 仮設

- § 1 No. 1, 2 沈砂搬出機からの排水トラフを仮設トラフにて、No. 2 沈砂池に接続すること。
- § 2 No. 1 沈砂池に、仮壁（鉄筋コンクリート製 幅 1.5m 高さ約 2.7m）を2箇所設置すること。
- § 3 2階ホッパ室にて、揚砂管から仮設管にて、排水管へ接続すること。

第6節 施工範囲

- § 1 工事施工上必要な水路の止水は、流入側は電動ゲートを使用し、流出側は既設角落し1組と今回工事で製作する角落し1組にて止水を行う。

第 4 章 そ の 他

第1節 「建設副産物実態調査」について

- § 1 請負者は、工事の実施にあたり、建設副産物実態調査に関する作業を行うこと。
- 「建設副産物情報交換システム」を一般財団法人日本建設情報総合センターの建設副産物情報センターのホームページからダウンロードしてインストールすること。これに基づき、「再生資源利用(促進)計画書(計画書)」及び「再生資源利用(促進)計画書(実施書)」を作成し、書類で監督員に提出するものとする。なお、提出前に監督員に内容の確認を受けること。

第2節 本市環境マネジメントシステム(Y E S)の取組みについて

§ 1 本市は環境マネジメントシステム(Y E S)による環境方針を掲げ取組みを行っています。局発注の工事においては、建設廃棄物の再生材活用の促進を図り、建設廃棄物処分場の負担を軽減し、地球環境の保護に努めることを目的としています。したがいまして、工事を受注された請負者におかれましては、本市の環境目的をご理解の上、ご協力をお願い致します。

なお、社員及び作業に従事するすべての人にも指導し、実行して頂くようお願いします。

1. 建設機械は低騒音・低振動の機種を使用して下さい。
2. トラック・作業機械は、作業時間以外はエンジンを切るようにして下さい。
3. 使用資源の管理、建設廃棄物の管理・処分を環境に配慮して適切に行って下さい。
4. 現場内の粉塵の飛散防止に努めて下さい。
5. 現場内発生のごみは分別収集し、適切に処分して下さい。
6. 取り壊したコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊は再資源化施設に搬入し再資源化して下さい。廃木材は可能な限り再資源化して下さい。
7. 碎石を使用する際は、再資源化施設より購入をして下さい。
8. 掘削土砂は速やかに指定された処分場に搬入処理をして下さい。
9. 熱帯型枠材を使用せずに代替材を使用して下さい。

第3節 無石綿(ノンアスベスト)化への対応について

§ 1 使用する建材は、石綿を原材料としていないものを用いて施工すること。また、下請負者を使用する場合は、同様の内容を周知し徹底を図ること。ただし、アスベストの代替化が困難な非建材(ジョイントシート、耐熱材、電気絶縁板等)については、取扱いに十分注意して使用すること。

なお、工事期間中、代替品が開発された場合における代替品の使用にあたっては協議のこと。

第4節 工事表示板の設置について

§ 1 請負者は、工事請負金額1,000万円(消費税を含む)以上の工事について、工事請負金額等を表示した工事表示板を設置すること。

第5節 提出書類等について

§ 1 提出書類(契約関係書類を除く)、完成検査時に必要な書類については、下記アドレスの「3施設整備関係書式」を参照すること。

http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/6965/shoshiki/6965_001.html

第6節 積算金額の端数処理等について

§ 1 本工事の積算基準は、下水道用設計標準歩掛表(令和元年度、公益社団法人日本下水道協会発行)によるが、金額に係る端数処理は、以下のとおりとする。

工事価格・・・・・・・・・・・・・・・万円止め

共通仮設費(率計算)及び現場管理費・・・千円止め

上記以外・・・・・・・・・・・円止め

なお、本工事の使用単価は令和2年6月1日である。

第7節 ゴム製品等の品質確認等

§ 1 請負者は、東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)で製造された製品や材料（以下、ゴム製品等とする。）を用いる場合には、同社が製造するゴム製品等に対して請負者が指定した第三者（東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)と資本面・人事面で関係がない者）によって作成された品質を証明する書類を提出し、監督員の確認を得るものとする。

第8節 ゴム製品等の品質確認をした場合における瑕疵担保の取扱い

§ 1 第三者による品質証明書類を提出し監督員の確認を得た場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に請負者の瑕疵担保責任が免責されるものではない。

第 5 章 沈砂池機械設備

第1節 除じん機械設備

§ 1 連続式自動除じん機 (No. 3 細目自動除じん機)

1. 使用目的

本機は、沈砂池に流入したしさを阻止し、かき揚げるのを目的とする。

2. 仕 様

項 目	仕 様	備 考
(1) 型 式	ダブルチェーン式前面かき揚げ型	
(2) 池 寸 法	水路幅1,500mmW×深さ3,000mmH	
(3) ス ク リ ー ン	目幅20mm×取付角度75°	
(4) 速 度	かき揚げ 約3.0m/min	
(5) レ 一 キ 幅	950mm	(参考)
(6) 駆 動 装 置	3 φ ×1.5kW×200V×50Hz	(参考)
(7) 数 量	1 基	

3. 標準仕様書の適用

第2章 第2節 § 4 連続式自動除じん機

4. 標準仕様書選択項目及び範囲

- (1) 駆動装置屋外カバー 無
(2) スラブ開口蓋 グレーチング (ゴムシート板付)

5. 特記事項

- (1) 標準付属品の換気扇は不要とする。

第2節 しき処理設備

§ 1 破碎機付しき洗浄機(しき洗浄機)

1. 使用目的

本装置は、しき搬出機により、搬送されたしきを破碎・細断し洗浄するものである。

2. 仕 様

項 目	仕 様	備 考
(1) 型 式	水流混合式鋼板製角形槽	
(2) 処 理 能 力	約 0.5 m ³ /h	投入しき量
(3) 流 入 水 量	約 0.6 m ³ /min	
(4) 破 碎 機	1)型 式 立形二軸差動式	水路用
	2)処理水量 約 0.6 m ³ /min	しき量約 0.5 m ³ /h を含む
	3)駆動装置 3 φ × 7.5kW × 200V × 50Hz	(参考)
	4)設置台数 1 台	
(5) 数 量	1 台	

3. 構造概要

本装置は、洗浄槽、噴射口、給水弁、ドレン弁よりなるもので、洗浄槽に投入されたしきを、噴射口より噴射する圧力水による乱流により、混合攪拌を行い洗浄し、洗浄槽内に設置する破碎機でしきを破碎・細断するものである。

4. 製作条件

- (1) 本装置の各部の強度は、十分な安全率をとるものとする。
- (2) 本装置の各部の強度は十分であっても、腐食及び摩耗のおそれがある部分は肉厚を考慮する。特に破碎部は摩耗などの少ないもので、長期の使用に十分耐える材質・構造とする。
- (3) 滞留時間（水槽全体容量）は、約3分とする。
- (4) 破碎機は、汚水中の交雑物をしき移送ポンプの運転に支障のない大きさに破碎・細断するものとする。
- (5) 電動機の仕様は、全閉外扇屋外型とする。
- (6) 現場制御盤の仕様は次のとおりとする。
 - 1) しき洗浄機の現場単独運転または中央からの自動運転指令による運転制御を行う。
 - 2) 過負荷の検知により自動的に逆転排出運転を行い、固定物を取り除き、正常運転に自動的に復帰する。また、設定時間内に設定回数の過負荷が生じた場合、破碎不可能として自動的に運転停止とする。
 - 3) 盤の仕様は、屋外形とし、その他は電気設備工事一般仕様書による。

5. 各部構造

各部構造は次による。

[しさ洗浄槽]

- (1) 洗浄槽は、形鋼及び鋼板製（厚6mm以上）とし、溶接及びボルトで強固に組立て、溶接歪、曲り等のない構造とする。
- (2) 洗浄槽は、所定の水圧に十分耐える水密構造とする。
- (3) 洗浄槽は、効率よくしさと水を混合できる構造とする。
- (4) 洗浄槽底部には、しさ中の微量の沈砂が分離沈降するため、これを排出できるものとする。
- (5) 洗浄槽のドレン、オーバーフローは、100A以上の管またはトラフで行い閉塞しない大きさとする。
- (6) 洗浄槽上部は、カバー（厚3.2mm以上）にて覆い、カバーは点検手入等が容易にできる構造とし、適当な点検蓋（厚3.2mm以上）等を設けるとともに十分なる強度を持たせる。
- (7) 噴射口は、使用水圧に対して十分な強度を有し、洗浄槽の下部または槽壁等から噴射を行い、効率よくしさを混合、移送するもので、ステンレス製（SUS304）とする。
- (8) 洗浄槽内配管は、配管用ステンレス鋼管（SUS304-TP）を使用する。
- (9) 液位計は、差圧伝送式または相当品とする。

[破碎機]

- (1) 立型電動機直結型減速機により、二軸式回転切削部を駆動させる構造とする。
- (2) ケーシングは、機械的強度並びに腐食・摩耗を考慮した良質の鋳鉄製品とする。
- (3) 切削部は、耐摩耗性に優れた特殊鋼製とし、取替え容易な構造とする。

6. 使用材料

使用材料は次による。

- | | |
|--------------|-----------------|
| (1) 洗浄槽 | 形鋼及び鋼板（SS400） |
| (2) 噴射口 | ステンレス鋼（SUS304） |
| (3) 破碎機ケーシング | FC200以上 |
| (4) 切削部 | 特殊鋼 |
| (5) 軸 | S45C または SCM440 |

7. 保護装置

- (1) 電気的保護装置
- (2) 過負荷防止用過電流検出器（瞬時動作型） (機械設備工事)
- (3) 過負荷検知逆転排出機能 (機械設備工事)

8. 運転・操作概要

操作

運動は外部起動指令による。

9. 標準付属品

(1) アンカーボルト	1式
(2) 給水弁（電動ボール弁）	1個
(3) ドレン弁（ストレート型電動ダイヤフラム弁）	1個
(4) 液位計	1式
(5) 制御盤（電気的保護装置付）	1式
(6) 特殊工具	1式
(7) その他付属品	
予備カッタ	10%

§ 2 無閉塞型汚泥ポンプ(No. 1, 2 しさ移送ポンプ)

1. 使用目的

本機は、しさ洗浄機からしさ分離機へしさ混合水を移送するものである。

2. 仕 様

項 目	仕 様	備 考
(1) 型 式	無閉塞型汚泥ポンプ	
(2) 吸 込 口 径	φ 80mm	
(3) 吐 出 量	0.6 m ³ /min	
(4) 全 揚 程	16m	
(5) 電動機出力	7.5kW×4P	(参考)
(6) 電 源	200V×50Hz	
(7) 数 量	2 台	

3. 標準仕様書の適用

第1章 第1節 § 1 無閉塞型汚泥ポンプ

4. 標準仕様書選択項目及び範囲

- (1) 駆動方式 横置き
- (2) 軸封方式 無注水式メカニカルシール
- (3) 使用材料 Aの組合せ

§ 3 回転スクリーン式スカム分離機(しき分離機)

1. 使用目的

本機は、しき移送ポンプから移送されるしき移送水を汚水としきに分離するものである。

2. 仕 様

項 目	仕 様	備 考
(1) 型 式	回転ドラム型	
(2) 处 理 量	0.6 m ³ /min	
(3) 目 幅	4 mm	
(4) 駆 動 装 置	0.4kW×200V×50Hz	(参考)
(5) 数 量	1 台	

3. 標準仕様書の適用

第5章 第4節 § 2 回転スクリーン式スカム分離機に準ずる。

4. 標準仕様書選択項目及び範囲

- (1) 運搬台車 無
- (2) コンテナ 無

5. 特記事項

スクリーパの使用材料は、SUS304、炭素繊維布とガラス繊維布の積層材または高耐食ニッケル銅合金とする。

§ 4 しき脱水機

1. 使用目的

本機は、しき分離機により分離されたしきを脱水し、排出することを目的とする。

2. 仕 様

項 目	仕 様	備 考
(1) 型 式	スクリュ式	
(2) 处 理 量	約 0.5 m ³ /h	投入量
(3) 駆 動 装 置	3 φ × 2.2kW+0.4kW×200V×50Hz	総合出力 (参考)
(4) 数 量	1 台	

3. 標準仕様書の適用

第2章 第5節 § 4 しき脱水機 (スクリュ式)

§ 5 洗浄水ポンプ(No. 1, 2 洗浄水ポンプ)

1. 使用目的

本機は、砂ろ過水受水槽より、沈砂池機械設備へ洗浄水としての送水としさ洗浄機へのしさ移送水の供給するためのものである。

2. 仕 様

項 目	仕 様	備 考
(1) 型 式	水中渦巻ポンプ	
(2) 吐 出 口 径	Φ 80mm	
(3) 吐 出 量	0.75 m ³ /min	
(4) 全 揚 程	30m	
(5) 電動機出力	7.5kW×2P	(参考)
(6) 電 源	200V×50Hz	
(7) 数 量	2 台	

3. 標準仕様書の適用

第1章 第1節 § 7 水中用水ポンプに準ずる。

4. 標準仕様書選択項目及び範囲

- (1) 型式 吐出し管吊下げ式
- (2) 吸込み管 無
- (3) 予旋回槽 無

5. 特記事項

- (1) 電動機 キャンド式または耐水絶縁式水中電動機相当
- (2) 軸封部 オイルシール
- (3) 軸受 ポンプ内装水循環式相当
- (4) 材質 羽根車: CAC406 相当
- (5) 安全装置 標準付属品の安全装置は不要とする。
- (6) 標準付属品
 - 水中ケーブル (端子箱まで) 1式
 - 地上部台板、吐出し曲管 1式
 - 地上部架台 (SS400) 1式
 - 基礎ボルト・ナット (SUS304) 1式
 - 連成計 (隔膜式) 1個
 - 自動空気抜弁 (必要な場合) 1個
 - 動力ケーブル用端子箱 1個

第3節 搬出設備

§ 1 しき搬出ベルトコンベヤ（しき搬出機）

1. 使用目的

本機は、細目自動除じん機にてかき揚げたしさをしき洗浄機まで搬出することを目的とする。

2. 仕 様

項 目	仕 様	備 考
(1) 型 式	トラフ型ベルトコンベヤ	
(2) 寸 法	ベルト幅600mm×機長（軸心距離）7,500mm	
(3) ベルト速度	約20m/min	
(4) 駆動装置	3 φ × 1.5kW × 200V × 50Hz	(参考)
(5) 数 量	1 基	

3. 標準仕様書の適用

第2章 第6節 § 1 沈砂、しき搬出ベルトコンベヤ

4. 標準仕様書選択項目及び範囲

- | | |
|-------------------|-------------|
| (1) 駆動装置 | モータブーリ |
| (2) 緊張装置 | スクリュ式テークアップ |
| (3) 質量計 | 無 |
| (4) 質量計テストチェーン | 無 |
| (5) カバー | 屋内用 |
| (6) キャリヤ及びリターンローラ | 鋼管塗ビライニング |

§ 2 しさ貯留ホッパ（しさホッパ）

1. 使用目的

本機は、しさを一時貯留するために設けるものである。

2. 仕 様

項 目	仕 様	備 考
(1) 型 式	カットゲート式	
(2) 容 量	呼称容量 3.0m ³	
(3) 電 動 機	3 φ × 0.75kW × 2 × 200V × 50Hz	(参考)
(4) 搬出車との組合せ	2 ton車用	
(5) 数 量	1 台	

3. 標準仕様書の適用

第2章 第6節 § 3 沈砂、しさ貯留ホッパ

4. 標準仕様書選択項目及び範囲

- (1) 開閉方式 電動式
- (2) 設置方式 床置型
- (3) 現場動力制御盤 2台用/1面
- (4) ホッパ下部点検歩廊 無

第4節 除砂機械設備

§ 1 集砂装置 (No. 3集砂装置)

1. 使用目的

本装置は、沈砂池に堆積した沈砂を揚砂ピットに集めることを目的とする。

2. 仕 様

項 目	仕 様	備 考
(1) 型 式	エジェクタ式集砂装置	
(2) 池 寸 法	1.5m幅×約15.0m長×3.5m深	
(3) ノズル供給圧力	0.15MPa程度	
(4) エジェクタ形状	インナートラフ φ150 アウタートラフ φ300	
(5) 池底部集砂トラフ数	1列/池	
(6) ノズル供給水量	約2.0m ³ /min・ノズル1個	
(7) 数 量	1 池	

3. 構造概要

(1) 本機は、トラフ、ノズル、集砂管、集砂弁、流量調整弁、支持架台等よりなるもので、沈砂の性状を考慮し、支障なく、沈砂の収集が行える構造とする。

トラフは、インナートラフ及びアウタートラフからなり、集砂中の沈砂撒き上がりを抑える構造とする。

集砂は、沈砂池通水状態で集砂を行うものとする。また、池幅に応じて沈砂池底部を複数のトラフに分け、トラフ毎に分割集砂する。

装置の範囲としては流量調整弁以降を機器とする。

4. 製作条件

(1) 沈砂堆積物により閉塞しにくい構造とする。

5. 各部の構造

(1) 集砂弁は電動ボール弁とし、集砂配管を電動ボール弁で切替えて分割集砂を行う。

(2) 集砂配管は集砂弁を経て各トラフ及び揚砂ピットに配管され、それぞれの先に集砂ノズルを取付ける。

(3) 集砂ノズルは口径40A以上の鋼管を扁平させた形状とし、インナートラフ内に揚砂ピットに向かって配置し、インナートラフ内に水流を発生させる構造とする。

また、揚砂ピットの壁側および揚砂ピット内にも集砂ノズルを配置する。

(4) インナートラフは、アウタートラフ内に設置され、アウタートラフ内に堆積した沈砂をインナートラフ内へ吸い込みながら集砂を行う。

(5) 沈砂池底部はコンクリート製(材令28日 圧縮強度 18N/mm^2)でトラフに向かって傾斜を設ける。

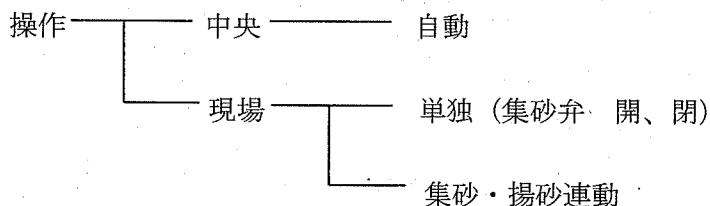
6. 使用材料

使用材料は次による。

(1) 集砂ノズル	SUS304
(2) 配 管	SUS304-TP Sch10S
(3) トラフ	SUS304
(4) 配管支持架台(沈砂池内)	SUS304
(5) 配管支持架台基礎ボルト・ナット	SUS304

7. 運転操作概要

(1) 操作



(2) 連動機器

集砂水ポンプ

揚砂ポンプ

沈砂分離機(排水弁含む)(将来)

8. 他工事との区分

(1) 土木、建築工事との区分

- 1) コンクリート躯体にアンカーボルトにて固定する機器のアンカーボルト用削孔及びその復旧工事は本工事に含む。
- 2) 据付部仕上モルタル、各機器据付調整用モルタルは本工事に含む。
- 3) 集砂用沈砂池底部の傾斜および揚砂ピットのコンクリートは本工事に含む。

(2) 電気工事との区分

- 1) 機器の据付けまで本工事とし、電気設備との取合いは集砂弁機付端子台渡しとし、それ以後の配線接続は別途電気工事とする。

9. 標準付属品

(1) 集砂弁(電動ボール弁 単相100V相当)	2個/池
(2) 流量調整弁(手動ボール弁)	2個/池

§ 2 水中揚砂ポンプ (No. 3 揚砂ポンプ)

1. 使用目的

本機は、沈砂池に堆積した沈砂を集砂装置により集砂し、揚砂するものである。

2. 仕 様

項 目	仕 様	備 考
(1) 型 式	水中揚砂ポンプ(気中連続型)	
(2) 口 径	φ 150mm	
(3) 吐 出 量	2.0m ³ /min	
(4) 揚 程	21m	
(5) 電 動 機	22kW	直入れ始動 (参考)
(6) 電 源	3 φ ×200V×50Hz	
(7) 水中ケーブル長	約10m	
(8) 水 路 深 さ	3.5m	
(9) 数 量	1 台	

3. 標準仕様書の適用

第3章 第1節 § 3 水中汚水ポンプ

4. 標準仕様書選択項目及び範囲

- (1) 型式 着脱型式
- (2) 吸込み管 無
- (3) 予旋回槽 無

§ 3 水中用水ポンプ (No. 1, 2集砂水ポンプ)

1. 使用目的

本機は、No. 1 沈砂池内に設置され、集砂装置に集砂水を供給するものである。

2. 仕 様

項 目	仕 様	備 考
(1) 型 式	水中用水ポンプ	
(2) 口 径	φ 150mm	
(3) 吐 出 量	2.0 m ³ /min	
(4) 揚 程	21m	
(5) 電 動 機	15kW	直入れ始動 (参考)
(6) 電 源	3 φ × 200V × 50Hz	
(7) 水中ケーブル長	約10m	
(8) 水 路 深 さ	3.5m	
(9) 数 量	2 台	

3. 標準仕様書の適用

第1章 第1節 § 7 水中用水ポンプ

4. 標準仕様書選択項目及び範囲

- (1) 型式 着脱型式
- (2) 吸込み管 無
- (3) 予旋回槽 無

第5節 クレーン設備

§ 1 手動式チェーンブロック（揚砂ポンプ用吊上機）

1. 使用目的

揚砂ポンプ用吊上機は、揚砂ポンプの据え付け、保守及び点検等に使用するものである。

2. 仕 様

項 目	仕 様	備 考
(1) 型 式	手動式チェーンブロック	
(2) 定 格 荷 量	1.0t	
(3) 揚 程	6.0m	
(4) 操作チェーン長さ	約2.0m	
(5) 使用Iビーム寸法	I250×125×7.5／12.5	(今回工事)
(6) 数 量	1 基	

3. 標準仕様書の適用

第1章 第7節 § 7-1 手動式チェーンブロック

4. 標準仕様書選択項目及び範囲

- (1) 横行装置（ギヤードトロリ）·····有
- (2) 吊換用具（荷鎖、プレーントロリを含む）···有

§ 2 手動式チェーンブロック（集砂水ポンプ用吊上機）

1. 使用目的

集砂水ポンプ用吊上機は、集砂水ポンプの据え付け、保守及び点検等に使用するものである。

2. 仕 様

項 目	仕 様	備 考
(1) 型 式	手動式チェーンブロック	
(2) 定 格 荷 量	1.0t	
(3) 揚 程	7.5m	
(4) 操作チェーン長さ	約3.5m	
(5) 使用 I ビーム寸法	I250×125×7.5／12.5	(今回工事)
(6) 数 量	1 基	

3. 標準仕様書の適用

第1章 第7節 § 7-1 手動式チェーンブロック

4. 標準仕様書選択項目及び範囲

- (1) 横行装置（ギヤードトロリ）·····有
- (2) 吊換用具（荷鎖、プレントロリを含む）···有

第6節 付帯設備

§ 1 鋼製架台類

1. 鋼製架台類仕様及び施工範囲

名 称	設置場所	主寸法	材 質	数 量	備 考
No. 3細目自動除じん機点検歩廊	沈砂池機械室	図面参照	SS400	1式	
しき分離機、しき脱水機点検歩廊	2階ホッパ室	〃	〃	〃	
揚砂ポンプ吊上機 架台	沈砂池機械室	〃	〃	〃	
集砂水ポンプ吊上機 架台	〃	〃	〃	〃	
排水ピット仮蓋	〃	〃	〃	〃	
仮設トラフ	〃	〃	〃	〃	
手すり	〃	〃	〃	〃	

§ 2 配管・ダクト設備

1. 配管設備仕様及び施工範囲

配管名	材質	口径	施工範囲	備考
しさ移送管	SUS304TP Sch20S	80A, 100A	しさ洗浄機～ No. 1, 2 しさ移送ポンプ～ しさ分離機	
循環水管	SUS304TP Sch20S	80A	しさ移送管取合部～ しさ洗浄機	
洗浄水管	SGP-VB SUS304TP Sch20S	20A～80A	No. 1, 2 洗浄水ポンプ～ 洗浄水管既設取合部 1階沈砂池機械室既設取合部～ しさ搬出機 しさ洗浄機 2階ホッパ室既設取合部～ しさ分離機 しさ脱水機	
排水管	SGPW	100～200A	しさ洗浄機 しさ分離機 しさ脱水機 しさ搬出機～ No. 2, 3 沈砂池 しさホッパ集水樋～ 既設ホッパ室側溝	
砂ろ過水管	SGP-VB SUS304TP Sch20S	65A	既設砂ろ過水管取合部～ No. 1 沈砂池	
集砂水管	SGP-VB SUS304TP Sch20S	100～150A	No. 1, 2 集砂水ポンプ～ No. 3 集砂装置	
揚砂管	SUS304TP Sch20S	150A	No. 3 揚砂ポンプ～ 仮設管取合部	
仮設管	SGP	150A, 200A	揚砂管取合部～ 排水管取合部	

2. ダクト設備仕様及び施工範囲

配管名	材質	口径	施工範囲	備考
脱臭ダクト	VU	Φ125～ Φ200	既設取合部～ No. 3 沈砂池 No. 3 細目自動除じん機 しさ搬出機 しさ洗浄機 しさ分離機 しさホッパ 沈砂ホッパ	

§ 3 合成木材製覆蓋

1. 覆蓋設備仕様及び施工範囲

名 称	設置場所	開口寸法 L×B(m)	数量	備 考
合成木材製覆蓋(1)	沈砂池機械室	1.3×1.5	1組	受柱共
合成木材製覆蓋(2)	〃	1.3×1.5	1組	配管貫通 $\phi 200 \times 1$
合成木材製覆蓋(3)	〃	1.3×1.5	1組	受柱共
合成木材製覆蓋 (4), (6)	〃	1.0×1.5	2組	配管貫通 $\phi 150 \times 1$ 受柱共
合成木材製覆蓋(5)	〃	1.0×1.5	1組	配管・ダクト貫通 $\phi 100 \times 1, \phi 125 \times 1$ 受柱共
合成木材製覆蓋(7)	〃	1.0×1.5	1組	配管貫通 $\phi 100 \times 1, \phi 150 \times 1$ 受柱共
合成木材製覆蓋(8)	〃	2.0×1.5	1組	配管貫通 $\phi 65 \times 1$ 受柱既設流用幅 60mm×高さ 60mm
合成木材製覆蓋(9)	〃	2.0×1.5	1組	配管貫通 $\phi 150 \times 1$ 受柱既設流用幅 60mm×高さ 60mm
合成木材製覆蓋(10) (11)	〃	0.5×1.5	2組	受柱既設流用幅 60mm×高さ 60mm

2. 標準仕様書の適用

(1) 下水道施設標準図（詳細） 土木・建築・建築設備（機械）編によること。

3. 付属品(受柱共の場合)

(1) 受柱 (SUS304、アンカーコン) 1式

(2) その他必要なもの 1式

4. 特記事項

(1) □400 点検口を 1個／組つけること。

§ 4 角落し

1. 角落し仕様及び施工範囲

名 称	設置場所	仕様 H×1(m)	数量	備 考
合成本材製角落し	沈砂池機械室	2.0×1.5	1組	受枠既設流用 水深 3.5m [200×85×6t]

2. 標準仕様書の適用

(1) 下水道施設標準図（詳細） 土木・建築・建築設備（機械）編によること。

3. 付属品

(1) その他必要なもの 1式

施工条件明示事項

工事名：追浜浄化センター沈砂池機械設備更新工事

- 当該工事の施工条件明示事項欄の、下記表□内黒塗り部分が作業に当つて、特に制約を受けることになるので明示する。また、明示されていない事項で請負者が、施工条件に該当すると思われる場合には、その都度監督員と協議すること。
- 明示事項内容及び参考欄の内、参考と記載している箇所は見積り参考数値で、作業制約条件ではない。

明示項目	明示事項	明示事項内容及び参考
■工程関係	■他の工事の開始又は完了の時期による影響	施工予定である以下の工事と競合する。 ・追浜浄化センター沈砂池ほか電気設備改築工事(予定期工期:令和3年3月15日まで)
	■施工時期、施工時間及び施工方法の制限(準備工期の設定等)	特記仕様書第3章第6節による。
	□関係機関等との協議の未成立	
	□関係機関等との協議条件による影響	
	□地下埋設物、埋蔵文化財等の事前調査及び移設期間	
	□設計上、見込んでいる休日日数等以外の作業不能日数	
□用地関係	□工事用地等の未処理部分	
	□工事用仮設道路・資機材置き場用の民有地等の借地	
	□発注者が借り上げた土地の使用	
	□工事用地等の使用終了後における復旧内容	
□(公害・周辺環境・排水等)関係	□工事に伴う公害防止(騒音、振動、粉塵、排出ガス等)対策	
	□水替え・流入防止施設	
	□濁水、湧水等の処理対策	
	□事業損失防止関係	
■安全対策関係	□交通安全施設等の指定	
	□近接工事での施工方法、作業時間等の制限	
	□落石、土砂崩落等に対する防護施設	
	□交通誘導員、警戒船等の保安設備、保安要員の配置	
	■有毒ガス及び酸素欠乏等の換気設備等対策	池内作業時は、酸素濃度及び硫化水素濃度を連続測定し記録するとともに、換気装置による換気を行うこと。

明示項目	明示事項	明示事項内容及び参考
□工事用道路関係	<input type="checkbox"/> 工事用資機材等の搬入経路、使用期間等の制限	
	<input type="checkbox"/> 搬入路の使用中及び使用後の処置	
	<input type="checkbox"/> 仮設道路の設置	
	<input type="checkbox"/> 一般道路の占用	
□仮設備関係	<input type="checkbox"/> 仮設物(仮土留、足場等)の他工事への転用若しくは兼用	
	<input type="checkbox"/> 仮設備の構造及び施工方法の指定	
	<input type="checkbox"/> 仮設備の設計条件の指定	
■建設副産物関係	<input type="checkbox"/> 残土の受け入れ及び仮置き場所までの距離、時間等の処分条件	
	<input type="checkbox"/> 建設副産物の現場内での再利用及び減量化	
	<input checked="" type="checkbox"/> 建設副産物及び建設廃棄物の処理	「建設副産物実態調査に係る特記仕様書」を参照すること。アドレスは、 https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/6965/shoshiki/6965_001.html
□薬入液關注係	<input type="checkbox"/> 薬液注入工法の施工	
	<input type="checkbox"/> 周辺環境への調査	
□工物事件支障等	<input type="checkbox"/> 占用物件の有無及び占用物件等による工事支障物の存在	
	<input type="checkbox"/> 地上、地下等の占用物件工事との重複施工	
■その他	<input type="checkbox"/> 工事用資機材の保管及び仮置き	
	<input checked="" type="checkbox"/> 工事現場発生品	撤去機器等有価物については、自由処分とする。
	<input type="checkbox"/> 支給材料及び貸与品	
	<input type="checkbox"/> 関係機関・自治体等との近接工事協議に係る条件等	
	<input type="checkbox"/> 架設工法の指定	
	<input type="checkbox"/> 工事用水、電力等の指定	
	<input type="checkbox"/> 新技術・新工法・特許工法の指定	
	<input type="checkbox"/> 部分使用	
	<input type="checkbox"/> 給水の必要	
	<input checked="" type="checkbox"/> 電子納品対象工事特記仕様書	電子納品対象工事とする。電子納品の仕様に関しては、上下水道局「完成図書作成要領」を参照すること。アドレスは、 https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/6965/shoshiki/6965_001.html

				課長	係長	担当者	設計者

(上段：前回 下段：今回)

令和 2 年度 設 計 積 算 書 表 紙 (当初)

〈支出科目〉

款	
項	
目	
節	
細節	
(工事・業務)名	追浜浄化センター沈砂池機械設備更新工事
(工事・業務)箇所	横須賀市浦郷町5丁目2931番地
工 期	令和3年3月15日まで
設 計 金 額	(円) (補助費) 円 、 単独費 円)
	(円)
	円 (補助費) 円 、 単独費 円)
(円)	
設 計 概 要	連続式自動除じん機 1基 破碎機付しさ搬出機 1台 しさ搬出ベルトコンベヤ 1基 集砂装置 1池 付帯設備 1式
(起工・変更)理由	令和2年度当初下水道事業計画に基づくものである。

本工事費内訳書

(上段:前回 下段:今回)

費目	工種	種別	細別	数量	単位	単価	金額	摘要
本工事費								
処理施設工								
機器費					式			
				1				
計								[機器費]
直接工事費								
輸送費					式			
				1				
材料費					式			
				1				
労務費					式			
				1				
複合工費					式			
				1				
機械経費					式			[直接経費]
				1				
小計					式			[直接経費]
仮設費(率)					式			[仮設費]
				1				
仮設費(積み上げ)					式			[仮設費]
				1				
小計					式			[仮設費]
計					式			[直接工事費]

本工事費内訳書

(上段：前回 下段：今回)

費目	工種	種別	細別	数量	単位	単価	金額	摘要
間接工事費								
共通仮設費（率）					式			[共通仮設費]
				1				
準備費（積み上げ）					〃			[共通仮設費]
				1				
小計								[共通仮設費]
現場管理費					式			
				1				
据付間接費					〃			
				1				
計								[間接工事費]
据付工事原価計								
設計技術費					式			
				1				
計								[設計技術費]
工事原価計								
一般管理費等					式			
				1				
計								[一般管理費等]
発生残材額					式			
				1				
計								[発生残材額]

本工事費内訳書

(上段：前回 下段：今回)

費目 工種 種別 細別	数量	単位	単価	金額	摘要
工事価格					
消費税等相当額		式			
	1				
本工事費計					

[補助]

本工事費内訳書

(上段：前回 下段：今回)

費目	工種	種別	細別	数量	単位	単価	金額	摘要
本工事費								
処理施設工								
機器費								第1号内訳書
				1	式			
計								[機器費]
直接工事費								
輸送費								
				1	式			
材料費								第2号内訳書
				1	ル			
労務費								第3号内訳書
				1	ル			
複合工費								第4号内訳書
				1	ル			
機械経費								[直接経費]
				1	ル			
小計								[直接経費]
仮設費(率)								[仮設費]
				1	式			
小計								[仮設費]
計								[直接工事費]
間接工事費								

[補助]

本工事費内訳書

(上段：前回 下段：今回)

費目 工種 種別 細別	数量	単位	単価	金額	摘要
共通仮設費（率）	1	式			[共通仮設費]
準備費（積み上げ）	1	式			[共通仮設費] 第5号内訳書
小計	1	式			[共通仮設費]
現場管理費	1	式			
据付間接費	1	式			
計	1	式			[間接工事費]
据付工事原価計	1	式			
設計技術費	1	式			
計	1	式			[設計技術費]
工事原価計	1	式			
一般管理費等	1	式			
計	1	式			[一般管理費等]
発生残材額	1	式			
計	1	式			[発生残材額]
工事価格	1	式			

[補助]

本工事費内訳書

(上段：前回 下段：今回)

[単独]

本工事費内訳書

(上段：前回 下段：今回)

費目	工種	種別	細別	数量	単位	単価	金額	摘要
本工事費								
処理施設工								
直接工事費								
仮設費（積み上げ）					式			[仮設費] 第6号内訳書
				1				
小計								[仮設費]
計								[直接工事費]
間接工事費								
共通仮設費（率）					式			[共通仮設費]
				1				
小計								[共通仮設費]
現場管理費					式			
				1				
計								[間接工事費]
据付工事原価計								
設計技術費					式			
				1				
計								[設計技術費]
工事原価計								

[単独]

本工事費内訳書

(上段：前回 下段：今回)

費目	工種	種別	細別	数量	単位	単価	金額	摘要
一般管理費等					式			
				1				
計								[一般管理費等]
工事価格								
消費税等相当額					式			
				1				
本工事費計								

第一号内訳書

(上段:前回 下段:今回)

名称	数量	単位	単価	金額	摘要
機器費					
連続式自動除じん機					
	1	基			No.3細目自動除じん機
破碎機付き しさ洗浄機					
	1	台			しさ洗浄機
無閉塞型汚泥ポンプ					
	2	リ			No.1,2しさ移送ポンプ
回転スクリーン式スカム分離機					
	1	リ			しさ分離機
しさ脱水機					
	1	リ			しさ脱水機
洗浄水ポンプ					
	2	リ			No.1,2洗浄水ポンプ
しさ搬出ベルトコンベヤ					
	1	基			しさ搬出機
しさ貯留ホッパ					
	1	台			しさホッパ
集砂装置					
	1	池			No.3集砂装置
水中揚砂ポンプ					
	1	台			No.3揚砂ポンプ
水中用水ポンプ					
	2	リ			No.1,2集砂水ポンプ
手動式チェーンブロック					
	1	基			揚砂ポンプ用吊上機
手動式チェーンブロック					
	1	リ			集砂水ポンプ用吊上機
計					

第 2 号 内 訳 書

(上段:前回 下段:今回)

名称	数量	単位	単価	金額	摘要
材料費					
小配管弁類		式			
円形ダクト・ダンパ類		式			
合成木材製覆蓋・角落し		式			
小計					[直接材料費]
補助材料		式			
小計					[補助材料費]
計					

第 3 号 内 訳 書

(上段：前回 下段：今回)

名称	数量	単位	単価	金額	摘要
労務費					
設備機械工		人			
配管工		〃			
普通作業員		〃			
小計					[一般労務費]
機械設備据付工		人			
小計					[機械設備据付労務費]
計					

第 4 号 内 訳 書

(上段：前回 下段：今回)

名称	数量	単位	単 価	金 額	摘要
複合工費					
基礎工事		式			
	1				
鋼製架台類		〃			
	1				
合成木材製覆蓋(受梓共)		〃			
	1				
計					

第 5 号 内 訳 書

(上段：前回 下段：今回)

第 6 号 内 訳 書

(上段：前回 下段：今回)

名称	数量	単位	単価	金額	摘要
仮設費（積み上げ）					
仮設工		式一			
	1				
計					

局独自単価一覧表

項目	金額(円)	備考
連続式自動除じん機 (No.3 細目自動除じん機)	24,390,000-	
破碎機付しさ洗浄機 (しさ洗浄機)	23,940,000-	
無閉塞型汚泥ポンプ (No.1,2 しさ移送ポンプ)	4,050,000-	
回転スクリーン式スカム分離機(しさ分離機)	11,790,000-	
しさ脱水機	9,000,000-	
洗浄水ポンプ (No.1,2 洗浄水ポンプ)	2,340,000-	
しさ搬出ベルトコンベヤ (しさ搬出機)	10,350,000-	
しさ貯留ホッパ (しさホッパ)	17,550,000-	
集砂装置 (No.3 集砂装置)	18,540,000-	
水中揚砂ポンプ (No.3 揚砂ポンプ)	8,100,000-	
水中用水ポンプ (No.1,2 集砂水ポンプ)	3,121,000-	
吊上装置 (揚砂ポンプ用吊上機)	360,000-	
吊上装置 (集砂水ポンプ用吊上機)	378,000-	
合成木材製覆蓋・角落し	2,255,000-	受梓既設流用 一式
合成木材製覆蓋(受梓共)	1,638,000-	材工一式

上記金額は、局で採用している金額です。

入札者は独自に積算し入札してください。

金額に関する疑義等は原則受け付けません。

採用単価は、参考とし金額を保証するものではありません。